

令和元年度岩見沢市における障害者就労施設等からの調達を推進する物品等及び調達の目標

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）第9条第2項に基づき、岩見沢市障害者就労施設等からの物品等の調達方針（以下「調達方針」という）の4に規定する調達する物品等、5に規定する物品等の調達目標については、以下のとおりとする。

1 調達する物品等

障害者就労施設等から調達する物品等については、調達方針4の規定に基づく物品等とするが、調達方針3に規定する調達の対象となる障害者就労施設等に対し、取扱物品等調査を実施し、その結果に応じて調達を推進する物品等の拡大に努めることとする。

2 物品等の調達目標

障害者就労施設等から調達する物品等の調達目標については、調達方針5の規定に基づき、平成30年度実績を踏まえて以下のとおり定める。

（単位：円）

種別	①物品	②役務	合計
令和元年度目標	900,000	23,100,000	24,000,000
平成30年度実績	847,878	21,338,607	22,186,485